

プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント業務等の特定手続に係る要綱

平成19年4月1日

告示第42号

改正 平成22年3月19日告示第26号

平成24年3月30日告示第35号

(目的)

第1条 この告示は、愛南町が発注する工事に関する調査、測量及び設計の業務(以下「建設コンサルタント業務等」という。)の業者選定時において、技術提案書の提出を求め、技術的に最適な者を特定する手続(以下「プロポーザル方式」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務と特定手続)

第2条 プロポーザル方式の対象業務は、建設コンサルタント業務等のうち、業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるもので、特に町長が必要と認めるものとする。

2 プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント業務等の特定手続は、特定された者と契約する随意契約であり、この手続を採用することができるのは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第2号の契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合に限るものとする。

(技術提案書の提出者の選定)

第3条 町長は、前条に規定する対象業務を発注しようとする場合は、庁内検討会議である愛南町プロポーザル方式業者特定会議(以下「特定会議」という。)の議を経て、技術提案書の提出を求める者を選定し、技術提案書の提出要請書(様式第1号)を送付することにより、技術提案書の提出を依頼するものとする。

2 町長は、前項の技術提案書の提出を求める者の選定に当たっては、愛南町建設工事請負業者選定規則(平成17年愛南町規則第23号)に基づく入札参加資格の認定を受けている者の中から、業務経歴、技術職員の経験等を勘案し、発注しようとする業務に関し十分な履行能力を有すると認められる業者を、技術提案書の提出の意思を確認の上、3者から5者までの範囲で選定するものとする。

3 町長は、前項の規定による選定において必要と認める場合は、参加表明書(様式第2号)の提出を求める対象者の範囲及び参加に必要な要件を決定した上で、公募により選定することができるものとする。

(公募の場合における手続)

第4条 町長は、前条第3項の規定により公募による選定を行う場合は、参加表明書の提出を求めため、次に掲げる事項を閲覧に供し、及び愛南町ホームページにおいて公示する。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 技術提案書の提出者に要求される資格及び選定するための基準
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準
- (4) 参加表明書の作成及び提出に係る事項

2 参加表明書には、当該業務の特性に応じて町長が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させ、又は提出させるものとする。

- (1) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)その他の登録規程に基づく登録状況
- (2) 保有する技術職員の状況
- (3) 同種又は類似の業務の履行実績(様式第3号)
- (4) 配置予定の技術者等の資格・業務経験及び手持ち業務(様式第4号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

3 町長は、前条第3項の規定により参加表明書を提出した者のうち当該業務について選定しなかったものに対して、選定しなかった旨及び選定しない理由(以下「非選定理由」という。)を非選定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して5日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、書面により、町長に対して非選定理由についての説明を求めることができるものとする。

5 町長は、前項の規定により非選定理由についての説明を求められたときは、同項の規定により説明を求めることができることとされる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。

6 前3項に規定する事項については、公示において明らかにするとともに、第4項に規定する事項については、第3項の規定による通知において明らかにするものとする。

7 第3項の規定による通知は、当該業務に係る技術提案書の提出要請書(様式第6号)の送付と同時にを行う。

(提出要請書の内容)

第5条 第3条第1項及び第4条第7項の提出要請書は、建設コンサルタント業務等の発注の担

当課(以下「担当課」という。)が作成する。

- 2 第3条第1項及び第4条第7項の提出要請書に関する質問及び問い合わせの窓口は、担当課とする。
- 3 第3条第3項の規定により公募する場合の公示は、町長が別に定める標準公示例によるものとする。
- 4 町長は、第3条第1項及び前条第7項の技術提案書の提出要請書に次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 業務の詳細な説明
 - (2) 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
 - (3) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
 - (4) 技術提案書を特定するための評価基準
 - (5) 技術提案書の提出要請書に不明の点がある場合の質疑の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 5 前項第4号の技術提案書を特定するための評価基準については、特定会議の議を経て、町長が決定するものとする。

(技術提案書の特定)

第6条 技術提案書の具体的な特定方法については、あらかじめ特定会議において決定しておくものとする。

- 2 町長は、提出された技術提案書について、前条第4号の技術提案書を特定するための評価基準に基づき特定会議の議を経て、当該業務について技術的に最適なものを特定するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により特定した技術提案書の提出者に対して、特定した旨の通知を特定通知書(様式第7号)により行うものとする。
- 4 第6条第2項の特定通知書及び第7条第1項の非特定通知書の送付並びに第7条第3項の規定による技術提案書を特定しない理由(以下「非特定理由」という。)についての説明は、担当課が行うものとする。

(非特定理由の説明)

第7条 町長は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書の提出者として特定しなかったものに対して、技術提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を非特定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けたものは、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、町長に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。
- 3 町長は、前項の規定により非特定理由についての説明を求められたときは、同項の規定により説明を求めることができることとされる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。
- 4 前3項に規定する事項については、第3条第1項及び第4条第7項の提出要請書において明らかにするとともに、第2項に規定する事項については、第1項の規定による通知において明らかにするものとする。
- 5 第1項の規定による通知は、当該業務に係る特定通知書の送付と同時に行う。

(情報の公表)

第8条 プロポーザル方式においては、審査の公平性、透明性及び客観性を確保するため、次の事項について契約締結後に公表するものとする。

- (1) 選定業者名及び選定理由
- (2) 特定業者及び特定理由
- (3) 技術提案書を提出した業者名
- (4) 次に掲げる契約の内容

ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所

イ 業務の名称、業務場所、業種区分、概要、履行期間及び契約金額

ウ 契約の変更をした場合のイ及び契約変更の理由

- 2 前項各号に掲げる事項については建設コンサルタント業務等の発注の担当課で取りまとめ、同項の規定による公表は入札担当課で行う。

(他の事業への準用)

第9条 この告示は、建設コンサルタント業務等以外の事業でプロポーザル方式を採用する場合において、その手続に準用する。

(その他)

第10条 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とするものとする。ただし、提出者の負担が大きい場合は、別途考慮する。

- 2 参加表明書及び技術提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
- 3 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止を行うことがある。

4 前3項に規定する事項については、公示において明らかにするものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年3月19日告示第26号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第35号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

提出要請書

第 号
年 月 日

様

愛南町長



プロポーザル方式に基づく 業務についての特定手続開始に当たり、貴社を技術提案書の提出者として選定したので次の要領で技術提案書を提出してください。

- 1 業務の詳細な説明
説明書のとおり
- 2 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
説明書(仕様書)のとおり
- 3 技術提案書の受領期限、提出場所及び提出方法
提出方法：
提出場所：
受領期限： 年 月 日()までに持参すること。
- 4 技術提案書を特定するための評価基準
説明書のとおり
- 5 質疑の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
受付方法：
受付窓口：
受付期間： 年 月 日()～ 年 月 日()
回答方法：
- 6 その他
 - (1) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、資料の提出者の負担とするものとする。
 - (2) 特定しなかった技術提案書は、提出者に返却するものとする。
 - (3) 技術提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
 - (4) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対しては、入札参加資格停止を行うことがある。

【説明書】

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
 - (2) 業務内容
 - (3) 履行期限 年 月 日
- 2 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項

- 3 技術提案書を特定するための評価基準
 - (1) 技術職員の経験及び能力
 - (2) 業務実施方針及び手法
 - (3) 説明書の理解度、実施方針の妥当性及び実施手法の妥当性

- 4 技術提案書の特定
 - (1) 提出された技術提案書を特定するための評価基準に基づきプロポーザル方式業者特定委員会の審査を経て、技術的に最適なものを特定する。
 - (2) 特定した技術提案書の提出者に対して特定した旨の通知を行う。

- 5 非特定理由の説明
 - (1) 技術提案書の特定をされなかった場合、技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由(以下「非特定理由」という。)を書面により通知する。
 - (2) (1)の通知を受けたものは、 年 月 日までに書面により、非特定理由についての説明を求めることができる。
 - (3) 非特定理由についての説明を求められたときは、 年 月 日までに書面により回答する。

- 6 担当部署

様式第2号(第3条関係)

参加表明書

年 月 日

愛南町長 様

所在地
商号又は名称
代表者名



年 月 日付けで手続開始の公示のありました業務のプロポーザル方式に係る手続に参加したいので、技術資料を添えて参加表明します。

なお、参加表明書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 業務名
- 2 履行場所
- 3 登録状況と技術職員の状況

登録状況

登録規程等の題名	登録番号	登録年月日	登録部門

保有する技術職員の状況

専門分野	技術職員数	うち有資格者数

様式第3号(第4条関係)

同種又は類似の業務の履行実績

商号又は名称

業務の実績等	業 務 名	
	発注機関名	
	履 行 場 所	
	契 約 金 額	円
	履 行 期 間	年 月 ~ 年 月
業務の概要等		

添付書類

契約書の写し又はTECRIS登録のコピー

様式第4号(第4条関係)

配置予定の技術者等の資格・業務経験及び手持ち業務

商号又は名称

配置予定の管理技術者の氏名			生年月日	
所 属 及 び 役 職				
資 格 、 部 門 等		(取得年月日)		
業務経験の概要	業 務 名			
	発 注 機 関 名			
	契 約 金 額			
	履 行 期 間	年 月 ~ 年 月		
	業 務 内 容			
	TECRISの登録状況	有(TECRIS登録番号) 無		
現在の手持ち業務	業 務 名			
	発 注 機 関 名			
	履 行 期 間	年 月 ~ 年 月		
	TECRIS登録の有無	有(TECRIS登録番号) 無		

様式第5号(第4条関係)

非選定通知書

第 号
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで提出がありました業務のプロポーザル方式に係る選定手続への参加表明書について、次のとおり選定しないことに決定したので通知します。

公 示 日	
業 務 名	
選定しない理由	

町に対しては、選定しない理由についての説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに へその旨を記載した書面を提出してください。

様式第6号(第4条関係)

提出要請書

第 号
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで提出がありましたプロポーザル方式に基づく建設
コンサルタント業務等の特定手続開始の公示に係る参加表明書について、技術提案書の提
出者として選定しましたので次の要領で技術提案書を提出してください。

- 1 業務の詳細な説明
説明書(仕様書)のとおり
- 2 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
説明書(仕様書)のとおり
- 3 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
提出方法：
提出先：
提出期限： 年 月 日()までに持参すること。
- 4 技術提案書を特定するための評価基準
説明書のとおり
- 5 質疑の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
受付方法：
受付窓口：
受付期間： 年 月 日()～ 年 月 日()
回答方法：
- 6 その他
 - (1) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、資料の提出者の負担とするものとする。
 - (2) 技術提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
 - (3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対しては、入札参加資格停止を行うことがある。

様式第7号(第6条関係)

特定通知書

第 号
年 月 日

様

愛南町長

印

年 月 日付けで提出していただきましたプロポーザル方式に係る業務の
技術提案書を審査した結果、貴社に特定しましたので通知します。

業務名

様式第8号(第7条関係)

非特定通知書

第 号
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで提出していただきましたプロポーザル方式に係る業務の技術提案書を審査した結果、次のとおり特定しなかったので通知します。

業 務 名	
特定しない理由	

町に対しては、特定しない理由についての説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに へその旨を記載した書面を提出してください。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第4条関係)

様式第7号(第6条関係)

様式第8号(第7条関係)